

議案第138号

工事請負契約の変更について

令和3年3月18日議会の議決を経た「工事請負契約の締結（湯梨浜町中央公民館泊分館改築工事（建築）」の一部を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び湯梨浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年条例第56号）第2条の規定により議決を求める。

令和3年12月10日 提出

湯梨浜町長 宮脇 正道

記

- 1 契約の目的 湯梨浜町中央公民館泊分館改築工事（建築）
- 2 契約の金額 変更前 440,000,000円
変更後 443,067,900円
- 3 契約の相手方 湯梨浜町中央公民館泊分館改築工事（建築）
高野・クラーエー特定建設工事共同企業体
代表者 鳥取県東伯郡琴浦町赤碕817番地7
株式会社 高野組 代表取締役 高力 久美



建設工事請負変更仮契約書



1. 工事名 湯梨浜町中央公民館泊分館改築工事 (建築)

2. 工事場所 東伯郡湯梨浜町大字 泊 地内

3. 工期 着工 令和 3年 3月19日
完成 令和 4年 3月25日

4. 元請負代金に対する増額 金 3,067,900 円

〔うち取引に係る消費税額 278,900 円

「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定により算出したもので、元請負代金に対する増減額に10/110を乗じて得た額である。〕

5. 請負代金変更増額に対する契約保証金 免 除

6. その他 (1) 別冊変更図書のとおり
(2) その他原契約書のとおり

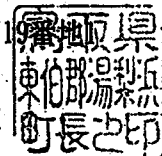
令和3年3月18日付で締結した建設工事請負契約について、上記のとおり工事請負変更仮契約を締結する。

なお、この契約は、湯梨浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条による議会の議決を得た後、乙に対して、その旨を通知した日をもって、本文を本契約に切り替えるものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 3年11月22日

発注者 住所 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留
(甲) 氏名 湯梨浜町
町 長 宮 脇 正 道



請負者 湯梨浜町中央公民館泊分館改築工事 (建築)
(乙) 高野・クラエー特定建設工事共同企業体

代表者 住所 鳥取県東伯郡琴浦町赤碓817番地7
商号 株式会社 高野組
氏名 代表取締役 高力久美



構成員 住所 鳥取県倉吉市鴨川町32番地1
商号 株式会社 クラエー
氏名 代表取締役会長 西村博文

